特定非営利活動法人yamagata1　入会申込書

申込日　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 氏　名（団体の場合は、団体名と代表者名） |
|  | 印 |
| 住　所 | 〒 |  | － |  |  | 県 |
|  |
| 連絡先１ | 自宅 ・携帯電話 ・ その他 | （　　　　 　） |
| 連絡先２ | 自宅 ・携帯電話 ・ その他 | （　　　 　　） |
| ＦＡＸ | 無　・　有　（ | （　　　 　　） | ） |
| ＵＲＬ | 無　・　有　（ |  | ） |
| 会員の種別　　　ご希望の会員種別に○をつけ、会費口数をご記入ください |
| 個人　正会員年会費　　　　口（１口 5,000円）　賛助会員年会費　　　　口（１口3,000円）団体　正会員年会費　　　　口（１口10,000円）　賛助会員年会費　　　　口（１口3,000円） |
| 個人で入会される場合 | 生年月日 | 明治・昭和・平成　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 性　　別 | 男　　・　　女 |
| E-mail | 無　・　有　（ |  | ） |
| 所属又は勤務先 |  |
| 団体で入会される場合 | 担当者役職・氏名 |  |
| 担当者連絡先（E-mail,携帯等） |  |
| 入会の動機または活動の希望など | ご自由にお書きください |

特定非営利活動法人　yamagata1　会員規定

|  |
| --- |
| 目的第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にする為に設けます。 ■会員の種類第2条　当会員は、当法人の特定非営利活動に係る事業の目的及び事業内容をよく認識し、以下に掲げる役割を果たすものとします。(1)　正会員　　当法人の活動に積極的に参加したい個人の方が対象で、議決権があります。(2)　賛助会員　法人の活動に賛同し、活動資金や技術・物品などを援助してくださる団体または個人が対象です。 以下のいずれかをお選びいただけます。議決権はありません。・活動サポート：当法人の事業の一部に対するサポート（技術支援、事業参画、物品・場所等の提供）・資金サポート：賛助金として活動資金の提供■会費第3条　会員の会費は口数による年払いとし、以下の金額とします。(1)　正 会 員　年会費　個人5,000円以上　団体10,000円以上(2)　賛助会員　年会費　個人・団体とも　3,000円以上※別途資金サポートに関しては随時１口１千円で受け付けるものとします。 ■会員の範囲と義務第4条　所定の形式により会員申込の手続きを行い、本規定第4条所定の会費を納入により、入会とします。また、当初申込時より変更事項が発生した場合には速やかに理事会への報告を所定の形式により要するものとします。 ■会員期間第5条 会員期限は毎年１０月１日～翌年９月３１日の１年間とし、自動更新となります。脱会は所定の形式により会員からの申告とし、期間途中での退会時には会費は返却できませんのでご了承ください。 ■会費の納入第6条 原則として銀行振り込みとし、手数料は会員負担とします。PayPay銀行（旧ジャパンネット銀行）　　支店名 : ビジネス営業部　（店番号005）普通預金 : 4115277　　　口座名義 : 特定非営利活動法人Yamagata1カナ口座名義　: トクヒ)　ヤマガタワン■特典第7条 会員は、この法人の発行する資料およびネット上での情報を優先的に受けることができ、またこの法人がおこなう事業等の活動に優先的に参加することができます。 ■除名第8条　会員がつぎの各号に該当した場合は理事会の決議を経て除名することがあります。 1 　2カ年間会費を滞納した場合 2 　本規定に違反した場合 3 　この法人の名誉を汚した場合 ■退会第9条　会員が退会しようとするときは、退会届をこの法人に提出しなければなりません。会員が死亡または解散したときは、第5条および第8条の規定に関わらず退会したものとみなします。以　上（平成20年7月12日制定） |

※特定非営利活動法人yamagata1の入会をお申し込みされた時点で、本規定に同意したものとみなします。

受領書　　　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　年　　　月　　　日

 **金　　　　　　　　　　　　　　　　円**

但し　第　　　期　　　　　　　会員年会費として

特定非営利活動法人Yamagata1　代表理事　加藤　清輝

〒999-3729　東根市中央東３丁目２-５４　TEL 0237-48-8066　担当者名　　　　　　　　　印